

○杵築市における部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 110 号

杵築市における部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別、障がいのある人への差別、外国人への差別等（以下「部落差別等」という。）あらゆる差別の解消を推進し、人権の擁護を図ることにより、差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成 31 年条例 8 号〕

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。この場合においては、住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮しなければならない。

一部改正〔平成 31 年条例 8 号〕

(市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別等あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。

(相談体制の充実)

第 4 条 市は、部落差別等あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

追加〔平成 31 年条例 8 号〕

(教育及び啓発活動等)

第 5 条 市は、部落差別等あらゆる差別をなくすため、教育及び啓発活動並びに人権擁護に関する施策の推進に努めるものとする。

一部改正〔平成 31 年条例 8 号〕

(実態調査等)

第6条 市は、前条の施策の推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査等を行うものとする。

一部改正〔平成31年条例8号〕

(審議会)

第7条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策及び推進に関する事項を審議するため、杵築市人権を擁護する審議会を設置する。

一部改正〔平成31年条例8号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成31年条例8号〕

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。